

成人歯科健康診査償還払い制度について

市では、受診券を使用せずに、市内・市外の歯科医療機関にて歯科健康診査を受けた場合、健康診査分の料金を助成する償還払い制度を実施しています。

詳細は、下記のとおりです。

ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

1 対象年齢

令和8年4月1日時点で、下記の年齢になる方

(20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳)

2 申請期間及び申請可能回数

申請期間・・・令和7年6月1日から令和8年1月31日まで

申請可能回数・・・上記対象年齢ごとに1回

3 償還する料金

請求書又は領収書及び診療明細書に記載の、【初・再診料、検査費用、医学管理費用】のうち自己負担した額(上限3,300円)

4 申請方法

- (1) 窓口・・・市役所2階保健課にお越しください。
- (2) 電話・・・0192-54-2111(内線235)
後日申請書等を郵送いたします。
- (3) WEB・・・右記QRコードより申請手続きをお願いいたします。

Web申請



5 申請に必要なもの

- (1) 申請書(HPからダウンロードが可能です。また、WEB申請を希望の方は不要です。)
- (2) 医療機関から発行される請求書、領収書及び診療明細書
- (3) 申請する方の通帳又はキャッシュカード等のコピー(口座番号が分かるもの)
※申請する方以外の口座の場合は、別途委任状が必要になります。
※ネットバンキング等をご利用の方は、口座番号が分かる画面を確認させていただきます。

【問い合わせ先】陸前高田市 福祉部保健課 0192-54-2111(内線235)